

# 指定管理者制度及び三重県聴覚障害者支援センターの概要

## ●指定管理者制度の概要

公の施設の管理について、地方自治法が改正（平成15年6月13日公布、15年9月2日施行）され、従来の「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」が新たに導入されました。

この「指定管理者制度」の趣旨は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものです。

従来の「管理委託制度」では、地方公共団体が委託できる受託者は、地方公共団体や法人で政令の定めるもの（地方公共団体の1/2出資法人等）等に限定されていました。

しかし、新たに導入された「指定管理者制度」では、指定管理者の範囲を、法律上特段の制約を設けず、企業、NPO法人等の法人その他の団体（個人は含まれません。）も公の施設の管理を行うことができるようになりました。

また、従来は制限されていた施設使用許可等の行為についても、目的に照らして指定管理者が自ら行うことが可能となり、事業者の創意工夫が大きく活かされるようになりました。

## ●三重県聴覚障害者支援センター指定管理者公募の概要

### 1 施設概要

三重県聴覚障害者支援センターは、字幕付き映像ソフトの製作や貸出、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成と派遣、聴覚障がい者の生活相談・生活訓練等の業務、情報支援機器の貸出等を行う施設です。

開 設 平成24年4月1日

住 所 三重県津市桜橋2丁目131

延床面積 227.51㎡

### 2 指定期間（予定）

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

### 3 指定管理者の募集方法

事業計画書を公募により募集し、その内容を審査して指定管理者の候補者を選定します。